

余市町 新規就農者農業研修 家賃助成制度

（目的）

第1条 この要領は、余市町に就農を希望する者（以下「新規就農希望者」という）に対し家賃の助成を行い円滑な研修を支援するものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有し、新規就農希望者の受入及び指導に対し教育的配慮ができる事、且つ町長が認める農家・農業法人等で研修を受けるために借家等に居住し家賃を支払っており、次の事項の全てに該当するものとする。

- (1) 認定就農者であり、就農計画に基づき実践的な研修を実施していること
- (2) 研修期間が原則として1年以上あること
- (3) 借家等の居住期間が3ヶ月以上であること
- (4) 家賃が月額1万円以上であること

（助成対象住宅等）

第3条 助成対象住宅は、次に該当するものとする。

- (1) 1戸建てアパート、マンション等居住に供する住宅であること
- (2) 間借り利用をしていないこと

（助成期間）

第4条 助成期間は、研修期間とし、3年以内とする。

（助成額）

第5条 助成額は、家賃の2分の1以内とし、月額10,000円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、余市町新規就農者農業研修家賃助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 住宅賃貸契約書の写し
- (2) 研修証明書

（交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者に余市町新規就農者農業研修家賃助成金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 前条の規定により、助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という）は、余市町新規就農者農業研修家賃助成金交付請求書（第4号様式）に家賃を支払ったことを証する領収書の写しを添付して町長に提出するものとする。

2 請求書は4月から9月まで、10月から3月までの年2回とし、6ヶ月分をまとめて各期間の最終月までに提出するものとする。

3 町長は、第1項の請求書を受理したときは、前条の交付決定内容との整合性等を審査し、適切であると認めるときは、余市町新規就農者農業研修家賃助成事業に係る家賃助成金交付通知書(第5号様式)により助成決定者へ通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 助成決定者は、第6条の申請内容について、次のいずれかに該当するときは、速やかに余市町新規就農者農業研修家賃助成金変更申請書(第6号様式)を町長に提出するものとする。

- (1) 借家等を変更するとき
- (2) 家賃の額を変更するとき
- (3) 借家等の入居期間を変更するとき
- (4) 助成期間を変更するとき
- (5) その他申請内容に変更が生じたとき

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更申請の内容が適切であると認めるときは、余市町新規就農者農業研修家賃助成金変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、助成決定者に虚偽の申請その他不正の行為が認められるときは、第7条の交付決定又は、第9条第2項の変更決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

2 前項による取消に係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることができるものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。